

強化委員会規則

2024年7月17日制定

(総 則)

第1条 この規則は、公益社団法人日本ボクシング連盟（以下「日連」という。）定款第41条に基づく専門部・専門委員会規則（以下「組織規則」という。）の強化委員会（以下「本委員会」という。）について定める。

(目 的)

第2条 本委員会は、日連定款第4条（1）～（3）に定める事項を処理するため、次の諸活動を行う。

(1) 選手強化事業

- ア ナショナルチームの国際大会・海外遠征・強化合宿等に関する業務
- イ 国際競技連盟（以下 IF という。）との良好な関係構築のためのロビー活動
- ウ 日本オリンピック委員会（以下、JOC という。）強化事業予算の執行管理業務
- エ コーチングスタッフや医科学的サポートスタッフの育成・教育に関する業務
- オ 競技者のランキング作成
- カ 日連の年間表彰者の選考
- キ JOC 強化指定選手の推薦
- ク 日連強化指定選手の推薦
- ケ JOC 強化スタッフの推薦
- コ 独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、JSC という。）アスリート助成金給付対象候補者の選考
- カ 関係機関による各種表彰事業への対象者の推薦

(2) 指導者養成事業

- ア 指導者育成委員会との連携による各競技会等での指導者育成事業の開催
- イ 指導者に関する技能審査事業
- ウ 指導技術に関する調査と研究

(3) その他の事業

- ア ナショナルトレーニングセンターにおける管理業務
- イ JSC ハイパフォーマンススポーツセンターとの各種連絡調整業務
- ウ 地方自治体スポーツコミッション部門への対応業務
- エ 日連広報戦略委員会との連携業務
- オ その他、競技者の競技力向上に関連する業務

(構 成)

第3条 本委員会は、以下のとおりの構成とする。

(1) ハイパフォーマンスディレクター

- (2) ハイパフォーマンスアシスタントディレクター
- (3) ナショナルヘッドコーチ
- (4) 強化委員長
- (5) 強化副委員長（若干名）
- (6) 加盟団体規程第 16 条に規定する各ブロック連盟から強化委員長により指名され、各ブロック連盟で承認された委員 各 1 名（計 9 名）
- (7) 本委員会には日連理事（以下、「担当理事」という。）が加わり委員となる。
本委員会においては、業務執行理事および業務執行理事を補佐する立場の理事と従来の本委員会担当理事を担当理事とする。
- (8) 強化委員長および担当理事は、日連の普通会员から 10 名以内の委員を選出できるものとする。

2 強化委員長を日連理事から選任することはできない。

（委員会の招集）

第 4 条 本委員会は、強化委員長及び強化副委員長が招集する。

2 会議の議長は、強化委員長が指名する者とする。

（委員会の定足数等）

第 5 条 本委員会は、委員現在数の過半数の出席で成立する。また、委任状の行使は認めない。本委員会の議事は、過半数の同意をもって決することとする。

（議事内容の報告）

第 6 条 以下の事項については、理事会の審議事項とする。

- (1) JOC 強化スタッフについて
- (2) JOC および日連強化指定選手の推薦について
- (3) 国際大会への選手派遣の推薦について
- (4) 全国大会における日本連盟推薦選手について
- (5) JOC との連携に関する事項について

（JOC ハイパフォーマンスディレクター）

第 7 条 JOC ハイパフォーマンスディレクター（以下、同ディレクターという。）は会長および業務執行理事が強化担当理事の意見を徴したうえで、理事会に推薦し、理事会の決議により選任する。任期はオリンピック競技大会の閉会式翌日から次期オリンピック競技大会閉会式当日までとし、再任を妨げない。また、定年は、満 65 歳とする。ただし、在任中に定年年齢に到達した場合は、2 年間の定年延長を可能とするが、2 年の定年延長によっても、次期オリンピック競技大会閉会式まで任期を設定できない場合には選任できないものとする。さらに同ディレクターが任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお同ディレクターとしての権利義務を有する。

2 同ディレクターは、日連の強化事業における統括責任者となり、日連の中長期的な強化戦略プランを計画・立案・策定する。

(JOC ハイパフォーマンスアシスタントディレクター)

第8条 JOC ハイパフォーマンスアシスタントディレクター（以下、同アシスタントディレクターという。）は会長および業務執行理事が強化担当理事の意見を徴したうえで、理事会に推薦し、理事会の決議により選任する。任期はオリンピック競技大会の閉会式翌日から次期オリンピック競技大会閉会式当日までとし、再任を妨げない。また、定年は、満 65 歳とする。ただし、在任中に定年年齢に到達した場合は、2 年間の定年延長を可能とするが、2 年の定年延長によっても、次期オリンピック競技大会閉会式まで任期を設定できない場合には選任できないものとする。さらに同アシスタントディレクターが任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお同アシスタントディレクターとしての権利義務を有する。

2 同アシスタントディレクターは、同ディレクターを補佐する。

(ナショナルヘッドコーチ)

第9条 ナショナルヘッドコーチ（以下ヘッドコーチという。）は、会長および業務執行理事が強化担当理事の意見を徴したうえで、理事会に推薦し、理事会の決議により選任する。任期はオリンピック競技大会の閉会式翌日から次期オリンピック競技大会閉会式当日までとし、再任を妨げない。また、定年は、満 65 歳とする。ただし、在任中に定年年齢に到達した場合は、2 年間の定年延長を可能とするが、2 年の定年延長によっても、次期オリンピック競技大会閉会式まで任期を設定できない場合には選任できないものとする。さらにヘッドコーチが任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なおヘッドコーチとしての権利義務を有する。

2 ヘッドコーチは、中長期的な強化戦略プランの策定を補佐するとともに、強化戦略プランに基づき、ナショナルチームの責任者として競技者の育成・強化を統括する。

(強化委員長)

第10条 会長が業務執行理事および強化担当理事の意見を徴したうえで、強化委員長を選考し、理事会の承認を得て委嘱する。

2 強化委員長は、日連の強化委員会を主体的に運営し、日連の強化事業について統括する。併せて男女エリートチームの強化を担当する。

(強化委員長の選考基準)

第11条 強化委員長は人格、識見、指導力等を総合的判断して選考する。選考の際は、以下の事情を考慮する。

(1) 国際大会または国内大会（全日本選手権大会・国民スポーツ大会）での当該者および育成選手の実績

(2) 自己の所属する団体における日連強化指定選手の育成実績

(強化副委員長)

第12条 強化副委員長（若干名）は同ディレクター及び強化委員長が推薦した者を理事会の承認を得て会長が委嘱する。

2 強化副委員長は、強化委員長を補佐し、日連の強化事業についてリーダーシップを発揮するとともに、 エリートチーム及びジュニアチームの強化を担当する。

(任期)

第13条 強化委員長・強化副委員長の任期は、オリンピック競技大会の閉会式翌日から次期オリンピック競技大会閉会式当日までとする。

(欠員)

第14条 強化委員長・強化副委員長に欠員が生じた場合は、直ちに本規則第10条および第12条の方法により選任する。なお、欠員により選任された強化委員長・強化副委員長の任期は、前任者の残任期間とする。

(JOC 強化スタッフチーム)

第15条 強化委員会の下部組織として以下のとおり強化スタッフチームを編成する。

(1) エリートチーム

満18歳以上の競技者を対象とする強化スタッフチームをエリートチームという。

(2) ジュニアチーム

満12歳以上18歳未満の競技者を対象とする強化スタッフチームをジュニアチームという。

2 各強化スタッフチーム（エリートチーム、ジュニアチーム）に、それぞれ以下の指導者を配置する。

(1) 監督 1名

強化スタッフチームを統括する。

(2) 監督補佐 若干名

監督を補佐する。

(3) 総務コーチ 若干名

強化スタッフチームのマネージメント業務を担う。

(4) コーチ 若干名

監督の指示の下、選手の指導を行う。

3 各強化スタッフチームの指導者は、強化委員会における審議に資するため、以下の事項について原案を作成するものとする。

(1) 競技者のランキング作成

(2) 日連の年間表彰者の選考

(3) JOC 強化指定選手の推薦

(4) 日連強化指定選手の推薦

(5) JOC 強化スタッフの推薦

(6) 独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）アスリート助成金給付対象候補者の選考

(7) 関係機関による各種表彰事業への対象者の推薦

(8) その他、強化委員会が必要と認める事項の原案作成

- 4 各スタッフの任期は、オリンピック競技大会の閉会式翌日から次期オリンピック競技大会閉会式当日までとし、再任を妨げない。また、定年は満 65 歳とする。ただし、在任中に定年年齢に到達した場合は、2 年間の定年延長を可能とするが、2 年の定年延長によっても次期オリンピック大会閉会式まで任期を設定できない場合には選任できないものとする。さらに各スタッフが任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお各スタッフとしての権利義務を有する。

(JOC 強化スタッフの選任)

第 16 条 強化委員会は、エリートチーム及びジュニアチームのカテゴリー毎に JOC 強化スタッフを選出し、理事会の承認を経て、任命・委嘱することができる。

(禁止事項)

第 17 条 強化委員会委員および JOC 強化スタッフは、以下の行為等については、禁止事項とする。

(1) 利益相反行為

日連利益相反ポリシー第 2 項に謳う行為

(2) 守秘義務違反

その立場で得られた情報を部外者および関係者に漏洩する行為

(禁止事項の発覚)

第 18 条 強化委員会委員および JOC 強化スタッフに第 17 条のような禁止事項の違反行為が発覚した場合には、倫理・資格審査委員会がすみやかに調査を開始し当該者の処分を行う。

(規則の改廃)

第 19 条 この規則は、理事会の議決によって変更することができる。

附 則

- 1 この規則は、令和 6 年 8 月 12 日より施行する。競技力向上委員会規則（平成 25 年 4 月 1 日制定）は、令和 6 年 8 月 11 日をもって廃止する。
- 2 この規則は、令和 8 年 6 月 6 日より施行する。